



# 島根県報

平成17年12月27日 (火)  
号外第116号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 1

墓地、埋葬等に関する法律施行細則を廃止する規則 (薬 事 衛 生 課) 5

### 教委規則

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 5

### 公安規則

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 8

## 公布された条例等のあらまし

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第129号)

### 1 規則の概要

- (1) 旅行雑費の支給を受ける者に自家用自動車を使用し旅行をした場合において自宅等に宿泊した者を追加することとした。(第8条関係)
- (2) 自家用自動車を使用した場合における車賃は、同乗者には支給しないこととした。(第9条関係)
- (3) 出発時刻が著しく早い旅行又は帰着時刻が著しく遅い旅行を行う場合における日当額の調整は、廃止することとした。(第9条関係)
- (4) 自家用自動車を使用した旅行に係る様式の改正(第1号様式関係)
- (5) その他規定の整理

### 2 施行期日

平成18年1月1日から施行することとした。

墓地、埋葬等に関する法律施行細則を廃止する規則(規則第130号)

### 1 規則の概要

墓地、埋葬等に関する法律施行細則は、廃止することとした。

### 2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

## 規 則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第129号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則(昭和27年島根県規則第61号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「場合」の次に「又は条例第17条第2項に規定する自家用自動車を使用し旅行した場合」を加える。

第9条第1項中第16号を第17号とし、第8号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同項第7号中「引き続き7日以上にわたる」を削り、同号を同項第8号とし、同項第6号中「旅行者が在勤庁の所在する地域を所管する」を削り、「総務事務所」を「各総務事務所」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 条例第17条第2項に規定する車賃は、同乗者には支給しないものとする。

第9条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1の簸川郡内各町村間料程表中「

西浜	1.9
----	-----

」を「

西浜	20.7
----	------

」に改め、別表第1の大田市内各町

村間料程表中「6.0」を「29.0」に改め、別表第1の邑智郡内各町村間料程表中「

三原	6.0
----	-----

」を

「

三原	29.0
----	------

」に、「7.1」を「7.7」に改め、別表第1の隠岐島内各町村間料程表中「

浦郷	0.3
----	-----

」を

「

浦郷	7.4
----	-----

」に改める。

第1号様式その1及びその2を次のように改める。

第 1 号様式その 1 ( 第 3 条関係 )

旅 行 命 令 ( 依 頼 ) 簿

発令 年 月 日

申請 年 月 日

命令 (承認)	決				
	裁				

自宅等宿泊・自家用自動車使用	申請者職氏名	印
		印

執行所属				経費負担所属			
所属名	旅行者職氏名			旅行者 確認印	概算払 年 月 日	精算(確定)払 年 月 日	
				印	円	円	
旅行期間	月 日 ~ 月 日 (泊 日)			事業コード			
用務内容							

出発地	交通手段	用務地 1	泊数		交通手段	用務地 2	泊数	
			自宅等	その他			自宅等	その他
	交通手段	用務地 3	泊数		交通手段	用務地 4	泊数	
			自宅等	その他			自宅等	その他
	交通手段	用務地 5	泊数		交通手段	帰着地	泊数	
			自宅等	その他			自宅等	その他

自家用自動車を使用する理由	同乗者氏名

調整規定の適用内容及びその他特記事項					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無料利用(交通機関、宿泊施設、食堂施設、自家用自動車同乗、その他 具体的に )</li> <li>・宿泊料の調整(宿泊施設の指定 宿泊料 円(宿泊料金、夕食、朝食)、県費支出(夕食、朝食)、固定宿泊施設以外での宿泊 具体的に )</li> <li>・バスの借上げ実費 ( 円 )</li> <li>・その他</li> </ul>					
変更 年 月 日					
変更 (承認)	決				
	裁				

- (注) 1 第 1 号様式その 2 に該当する旅行以外の場合に記入すること。
- 2 「自宅等宿泊・自家用自動車使用 申請者職氏名」欄には、自宅等に宿泊する場合又は自家用自動車を使用する場合(他の旅行者の自家用自動車に同乗する場合を除く。)に該当するものを で囲み、職名及び氏名を記入すること。

第1号様式その2 (第3条関係)

旅行命令(依頼)簿

所 属 名	旅行命令(承認)		旅行者職氏名		居住地			
	発 令 年 月 日	変 更 命 令 ( 確 認 )	自家用自動車 使用 申請 年 月 日 (印)	用 務 内 容	用 務 地	旅 行 期 間		
		支 出 年 月 日 及 び 支 出 額	旅 行 者 確 認 印	旅 行 維 費 請 求 欄	出 発 地	帰 着 地		
年 月 日			同 乗 者 氏 名		在 勤 庁 居 住 地	在 勤 庁 居 住 地	概 算 払 年 月 日 円 精 算 ( 確 定 ) 払 年 月 日 円	・ 公 用 車 利 用 ・ 自 家 用 自 動 車 同 乗 ・ そ の 他 具 体 的 に
年 月 日				在 勤 地 内 外 の 別 内 ・ 外	在 勤 庁 居 住 地	在 勤 庁 居 住 地	概 算 払 年 月 日 円 精 算 ( 確 定 ) 払 年 月 日 円	・ 公 用 車 利 用 ・ 自 家 用 自 動 車 同 乗 ・ そ の 他 具 体 的 に
年 月 日				在 勤 地 内 外 の 別 内 ・ 外	在 勤 庁 居 住 地	在 勤 庁 居 住 地	概 算 払 年 月 日 円 精 算 ( 確 定 ) 払 年 月 日 円	・ 公 用 車 利 用 ・ 自 家 用 自 動 車 同 乗 ・ そ の 他 具 体 的 に
年 月 日				在 勤 地 内 外 の 別 内 ・ 外	在 勤 庁 居 住 地	在 勤 庁 居 住 地	概 算 払 年 月 日 円 精 算 ( 確 定 ) 払 年 月 日 円	・ 公 用 車 利 用 ・ 自 家 用 自 動 車 同 乗 ・ そ の 他 具 体 的 に

(注) 1 県内の旅行又は県外への公用車利用による旅行(宿泊を伴わないものに限る。)の場合に記入すること。

2 自家用自動車を使用する場合(他の旅行者の自家用自動車に同乗する場合は除く。)は、申請日等を「自家用自動車使用申請」欄に、使用する理由を備考欄に記入すること。

3 旅行雑費を要する場合は、その内容を具体的に記入し、所属長の確認を受けること。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の職員の旅費に関する条例施行規則第 1 号様式その 1 及びその 2 の規定の例により作成された用紙は、当分の間、これを使用することができる。

墓地、埋葬等に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第130号

墓地、埋葬等に関する法律施行細則を廃止する規則

墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和24年島根県規則第42号）は、廃止する。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

( 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部改正 )

2 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲を定める規則（平成12年島根県規則第12号）の一部を次のように改正する。

本則の表第 4 号を次のように改める。

4	削除
---	----

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第35号

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式その 1 及びその 2 を次のように改める。

第 1 号様式その 1

旅 行 命 令 ( 依 頼 ) 簿

発令 年 月 日

申請 年 月 日

命令 (承認)	決					
	裁					

自宅等宿泊・自家用自動車使用	申請者職氏名	印
		印

執行所属				経費負担所属			
所属名	旅行者職氏名			旅行者 確認印	概算払	精算(確定)払	
					年月日	年月日	
				印	円	円	
旅行期間	月 日 ~ 月 日 (泊 日)			事業コード			
用務内容							

出発地	交通手段	用務地 1	泊数		交通手段	用務地 2	泊数	
			自宅等	その他			自宅等	その他
	交通手段	用務地 3	泊数		交通手段	用務地 4	泊数	
			自宅等	その他			自宅等	その他
	交通手段	用務地 5	泊数		交通手段	帰着地		
			自宅等	その他				

自家用自動車を使用する理由	同乗者氏名

調整規定の適用内容及びその他特記事項							
・ 無料利用 (交通機関、宿泊施設、食堂施設、自家用自動車同乗、その他 具体的に )							
・ 宿泊料の調整 (宿泊施設の指定 宿泊料 円 (宿泊料金、夕食、朝食)、県費支出 (夕食、朝食)、							
固定宿泊施設以外での宿泊 具体的に )							
・ バスの借上げ実費 ( 円 )							
・ その他							
				変更 年 月 日			
変更 (承認)	決						
	裁						

(注) 1 第 1 号様式その 2 に該当する旅行以外の場合に記入すること。  
 2 「自宅等宿泊・自家用自動車使用 申請者職氏名」欄には、自宅等に宿泊する場合又は自家用自動車を使用する場合 (他の旅行者の自家用自動車に同乗する場合を除く。) に該当するものを で囲み、職名及び氏名を記入すること。

第 1 号様式その 2

旅 行 命 令 ( 依 頼 ) 簿

所 属 名	旅 行 者 職 氏 名		居 住 地							
	姓 名	職 氏 名	居 住 地	居 住 地						
発 令 年 月 日	旅 行 命 令 ( 承 認 )	自 家 用 自 動 車 使 用 申 請 同 乗 者 氏 名	用 務 内 容	用 務 地	旅 行 期 間	出 発 地	旅 行 雑 費 請 求 欄	旅 行 者 確 認 印	事 業 コー ド	備 考
	変 更 命 令 ( 確 認 )									
年 月 日		同 乗 者 氏 名 申 請 年 月 日 (印)		在 勤 地 内 外 の 別 内 ・ 外		在 勤 庁 居 住 地		(印)	概 算 払 年 月 日 円 精 算 ( 確 定 ) 払 年 月 日 円	・ 公 用 車 利 用 ・ 自 家 用 自 動 車 同 乗 ・ そ の 他 具 体 的 に
年 月 日		申 請 年 月 日 (印)		在 勤 地 内 外 の 別 内 ・ 外		在 勤 庁 居 住 地		(印)	概 算 払 年 月 日 円 精 算 ( 確 定 ) 払 年 月 日 円	・ 公 用 車 利 用 ・ 自 家 用 自 動 車 同 乗 ・ そ の 他 具 体 的 に
年 月 日		申 請 年 月 日 (印)		在 勤 地 内 外 の 別 内 ・ 外		在 勤 庁 居 住 地		(印)	概 算 払 年 月 日 円 精 算 ( 確 定 ) 払 年 月 日 円	・ 公 用 車 利 用 ・ 自 家 用 自 動 車 同 乗 ・ そ の 他 具 体 的 に
年 月 日		申 請 年 月 日 (印)		在 勤 地 内 外 の 別 内 ・ 外		在 勤 庁 居 住 地		(印)	概 算 払 年 月 日 円 精 算 ( 確 定 ) 払 年 月 日 円	・ 公 用 車 利 用 ・ 自 家 用 自 動 車 同 乗 ・ そ の 他 具 体 的 に

(注) 1 県内の旅行又は県外への公用車利用による旅行(宿泊を伴わないものに限る。)の場合に記入すること。

2 自家用自動車を使用する場合(他の旅行者の自家用自動車に同乗する場合は除く。)は、申請日等を「自家用自動車使用申請」欄に、使用する理由を備考欄に記入すること。

3 旅行雑費を要する場合は、その内容を具体的に記入し、所属長の確認を受けること。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則による改正後の市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則第 1 号様式その 1 及びその 2 の規定の例により作成された用紙は、当分の間、これを使用することができる。

---

公 安 委 員 会 規 則

---

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第18号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則（平成 5 年島根県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 6 条第 2 項」を「第 8 条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 1 月 1 日から施行する。